

地域産業保健センター事業について

労働者の健康管理は、事業主、企業として法的義務や社会的責任があります。労働者が健康でより長く働けることは企業の発展にもつながっていきます。しかし労働者数 50 人未満の小規模事業場では、法令上産業医の選任義務がないため、事業者が独自に産業医を確保し、労働者に対する健康相談、保健指導などの産業保健サービスを提供することが難しい状況にあります。このため、**50 人未満の事業場とそこで働く労働者を対象**に、産業保健サービスを充実させることを目的として、地域産業保健センターが設けられました。

では、地域産業保健センターで提供している事業内容をご案内します。

① 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

脳や心疾患（血圧、尿糖、血糖、血中脂質、心電図）で異常がみられた方への日常生活におけるアドバイスや健康管理に関する情報提供がなされます。

またメンタル不調を感じている労働者に対して医師や保健師による相談指導が受けられます。

② 健康診断の結果についての医師の意見聴取

健康診断結果について異常があった労働者に対し健康の保持に必要な措置について医師から就業上の区分や助言を聴く事が出来ます。

③ 長時間労働者及び高ストレス者に対する面接指導

長時間にわたる労働により疲労蓄積状況を確認し医師による面接指導が受けられます。

労働安全衛生法に基づき事業場でストレスチェックを行い高ストレスの選定があった労働者からの申し出があった場合面接指導が行えます。

※ストレス チェック自体を地域産業保健センターで実施することは出来ません。

④ 個別訪問による産業保健指導

面接指導をだれに頼んでよいのかわからないという場合センターでは産業医などが事業場を訪問して作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策の状況を踏まえて労働衛生管理の総合的な助言、指導を行います。



その他健康講話なども行っていますので是非ご活用ください。

各種サービスにあたっては事前申し込みが必要です。また、利用回数には制限がありますのでご不明な点は、下記までお問い合わせください。

多摩東部地域産業保健センター 〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-38-4 三鷹産業プラザ 404

TEL 0422-24-6906

FAX 0422-24-6908

メールアドレス sanpo@kind.ocn.ne.jp

HP <http://www.sanpo-tama.jp/>